平成２８年（フ）第７１号
富山市山室42番地６
破産者　村上　雄一
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
石川県野々市市押野７丁目119番地１　ロマーヌ野々市103号、従前の住所石川県野々市市下林３丁目295番地
破産者　座主　仁将
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
長崎県諫早市多良見町中里1668番地12　アムール中里206号
破産者　山下　博人
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福岡県豊前市大字八屋1682番地11　カーサビアンカ101号、破産開始時の住所大分県中津市大字湯屋390番地15
破産者　火箱　輝弘
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９９５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲101番地７　セレス篠栗202号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲391番地11
破産者　村瀬　立身
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６９２号
北九州市戸畑区新川町３―33、住民票上の住所北九州市戸畑区初音町１番13号
破産者　白石　征純
１　破産債権の届出期間　平成29年６月２日まで
２　一般調査期日　平成29年６月14日午前11時
平成29年５月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８５号
札幌市南区澄川２条２丁目６番２―612号
破産者　相川　邦隆
１　破産債権の届出期間　平成29年６月16日まで
２　一般調査期日　平成29年７月７日午前10時
平成29年５月19日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番12―501号
破産者　田中　　心
１　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
２　一般調査期日　平成29年８月８日午前11時10分
平成29年５月18日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
埼玉県草加市氷川町2162番地２　ハイツサカエ208号（開始決定時の住所）鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目11番30号、前住所埼玉県越谷市千間台西１丁目23番地５　ＣＯＲＴＹ　Ｂ103
破産者　判澤　正大
１　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
２　一般調査期日　平成29年８月31日午後１時30分
平成29年５月18日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２９６８号
大阪市港区築港４丁目２番17号
破産者　大阪港検数株式会社
１　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
２　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時30分
平成29年５月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第３００２号
大阪市中央区久太郎町１丁目８番９号
清算株式会社　フォレスト不動産株式会社
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（ヒ）第３００４号
大阪府枚方市山之上西町14番10号
清算株式会社　株式会社三船
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２９年（再）第１５号
山梨県南巨摩郡身延町波木井135番地
再生債務者　近藤工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号　鉄鋼ビルディング３階　石本哲敏法律事務所　弁護士　石本　哲敏
平成29年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２７年（再）第２号
北九州市戸畑区浅生１丁目13番25号（開始時の住所）同市同区中原新町１番３号
再生債務者　株式会社シンクフリー
主文　平成27年６月12日にした監督命令を取り消す。
平成29年５月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２８年（再）第４９号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目23番５号
再生債務者　株式会社ダイトー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式40000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金2000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式2000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金1000万円
９　増加する資本準備金の額　金1000万円
平成29年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁197番地
再生債務者　株式会社納所運輸
１　決議に付する再生計画案　平成29年３月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成29年７月13日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成29年６月16日
平成29年５月16日　　佐賀地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第２号
北九州市戸畑区浅生１丁目13番25号（開始時の住所）同市同区中原新町１番３号
再生債務者　株式会社シンクフリー
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北九州市小倉北区大手町11番３号　大手町アイビースクエア２階　弁護士法人大手町法律事務所　弁護士　中野　敬一
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成29年５月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部